

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年5月21日)

【件名】

- 令和7年度第1回子育て支援情報発信方法検討部会の開催結果について
(子育て王国課)・・・2
- 「市町村と連携した少子化対策検討モデル事業」第1回ワークショップの開催結果について
(子育て王国課)・・・4
- 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について
(家庭支援課)・・・5
- 県立児童入所・通所施設における安全・安心な環境整備推進会議の開催結果について
(子ども発達支援課)・・・6

子ども家庭部

令和7年度第1回子育て支援情報発信方法検討部会の開催結果について

令和7年5月21日

子育て王国課

県内外の若い世代や子育て中の方などの当事者に積極的かつ効果的に支援情報等を発信する仕組みを検討するため、「子育て王国とっとり会議」の部会として設置した「子育て支援情報発信方法検討部会」について、第1回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和7年4月30日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁第2庁舎9階20会議室
- (3) 出席者 中村聡志 部会長 ((一社)Yearning for Yazu Project) ほか委員6名
- (4) 議事内容 ① 県の子育て支援施策について
② 県の広報媒体等の現状と令和7年度情報発信関係予算
③ 情報発信の課題についての協議

2 主な意見

【総論】

- ・情報発信は本来、「情報」と「発信」に分かれている言葉。鳥取県の持っている情報が何で、それを誰にどう届けたいのかというところをきちんと整理して考えるべき。
- ・子育て中の方は、子どもの年齢に関係なく「これは正しいのか」など日々不安と向き合い続けている。その不安を解消できる情報が、王国サイトなどにあり、きちんとそれが伝わるかという視点が重要。
- ・アンケートなどで、子育て中の方がどのような情報をどのタイミングで欲しかったかが分かれば、優先順位をつけながらサイト改修の内容などの議論ができる。
- ・ユーザー目線といっても、年齢や個別の事情によって様々なユーザーが想定され、設定が難しい部分もある。
- ・ウェブサイトで、子どもの有無・年齢などを入力すればその内容に基づいて利用できるもの、近々利用可能になるものを絞り込んで表示することができれば、使い勝手は良くなる。
- ・子育て支援情報の発信は、あくまで何か目的を達成する手段なので、王国サイトの利用者数の数値など、県として目標指標を設定するとよいのではないかと。

【コンテンツについて】

- ・子育て王国ととりの YouTube アカウントではプレミアムパートナーの動画も掲載されているが、再生回数が低く、良いものを作っても子育て世帯の方に届いていない。
- ・アプリやサイト内のコンテンツについて、県や事業者にとっては素晴らしいけれども、自己満足になっていないか、利用者が本当に求めている内容かを見極めて作っていかないといけない。
- ・申請が必要な支援も多く、自分から必要な支援を調べられない場合もあるので、例えば妊娠したらこれをする、こういう支援が申請できるなど、順序立てて明確に示すことで取りこぼしが無いようにできるとよいと思う。
- ・産後ケアの充実は県外では評価が高いため、県で実施している取組を地道に発信することも必要ではないか。
- ・県の子育て支援がどれだけ手厚いか、支援を受けている当人は当たり前になっており実感していない。子育て王国としてこれだけのことをやっているということをもっと発信したほうがよい。
- ・子育て王国で打ち出すのなら、鳥取県が先駆けて行った施策や鳥取県でしか行われていない施策など、ずば抜けている部分を前面に押し出していくべき。

【リーフレット案について】

- ・子育て応援ガイドブックなどはもらった記憶はあるが、いざ緊急で見たいときにどこにあるかわからないため、電子化は賛成。ただ、紙を求めている方もいるので選択肢を残すことが大切だと思う。
- ・ガイドブックのリーフレット化はA4サイズだと大きいので、かばんに入れたり手帳に挟めたりできるようにA5サイズが良い。
- ・全ての情報をリーフレット化するのは難しいので、産前、産後、小学校向けなど分けて何種類かあるとよい。

3 今後の予定

第2回部会を7月下旬頃に開催し、子育て王国サイト改修の方向性やリーフレット案、令和8年度当初予算要求に向けた情報発信施策について議論予定。

【参考】子育て支援情報発信方法検討部会の概要

1 設置時期 令和7年3月27日

2 所掌事務

- (1) 子育て王国の情報発信とツール（子育て王国サイト、子育て王国アプリ等）の在り方に関する事。
- (2) 当事者の情報収集手段の分析と効果的な発信方法の検討に関する事。
- (3) 中長期的な支援情報等の発信に関する事。

3 委員構成（◎＝部会長）

所属	氏名（敬称略）
（一社）Yearning for Yazu Project	中村 聡志 ◎
会社員（とっとり若者活躍局）	磯江 沙季
公立鳥取環境大学環境学部3年（とっとり若者活躍局）	檜山 琴音
整理収納アドバイザー	江原 朋美
産後ケアやわらかい風	川口 映子
合同会社 cocoto	佐々木 芳美
ヤマタホールディングス(株)	関 力仁

4 オブザーバー参加

所属	氏名（敬称略）
（株）とっとりずむ	酒本 勇太

「市町村と連携した少子化対策検討モデル事業」第1回ワークショップの開催結果について

令和7年5月21日
子育て王国課

「市町村と連携した少子化対策検討モデル事業」（令和7年度新規事業）第1回政策形成ワークショップを開催しましたので、その結果を報告します。

1 事業概要

- 県と市町村とが連携して、EBPM（Evidence Based Policy Making）の手法により客観データに基づいて既存事業や地域資源の洗い出しと検証を行いながら、市町村における少子化対策事業を立案するプログラム。
- モデル自治体として選定された市町村（米子市、境港市、南部町、日野町）が自庁内で部局横断チームを立ち上げ、ワークショップ形式（年6回を想定）で政策を検討。
- データ収集・分析やワークショップ運営、事業全体の進行管理は（株）中海テレビ放送に委託。
※実施に当たっては、内閣官房が策定した「少子化対策地域評価ツール」や、県が実施している少子化対策アンケート（R7年度実施）の結果などを活用予定。
※EBPM（Evidence Based Policy Making）：政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連をもつ情報やデータ（エビデンス）に基づき政策の企画や立案をすること



（ワークショップの様子）

2 第1回ワークショップ概要

- （1）日時 令和7年5月14日（水）午後1時30分から午後5時まで
- （2）場所 米子市立図書館 2階 多目的研修室
- （3）参加者 米子市・境港市・南部町・日野町の少子化対策検討に係る部局横断チーム職員…計24部署から計28名が参加
※オブザーバーとして内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局も参加

（4）主な内容

- 事業概要の説明
- 認識共有（現状・問題・課題の整理の仕方について、県の少子化対策に関する既存事業について）
- ワーク（各市町における課題整理、グループ発表、講評）
 - ・まず、各市町における少子化の現状を整理し、現状に対してどういった姿が理想かを検討した。そのうえで、現状と理想の間のギャップを問題として定義し、問題をどういった手段で解決するか、各部署の観点から市町職員が意見を出し合い、整理していった。
 - ・現状把握や課題の抽出にあたっては、各種データ（人口動態調査（厚労省）、国勢調査（総務省）、地域少子化・働き方指標（内閣官房）や自治体の公表データ等の多様な客観指標）を活用し、エビデンスに基づく施策立案の思考プロセスを学んだ。

（5）参加者の感想等

- ・今回のように他部署職員と一緒にワークショップ形式で検討する機会はなかったので、別の分野からの視点にも気付ける良い機会にもなった。
- ・現状、理想、問題を意識的に掘り下げて考える経験があまりなく、ワークが大変だったが、ひとつひとつの事柄にデータを活用しながら、着実に解決の糸口を見つけることができそう。

3 ワークショップの工程・スケジュール

	時期	工程
第0回	R7.4.23	モデル4自治体を対象とした事前説明会
第1回	R7.5.14	自治体単位で少子化検討チームを編成、現状・課題の整理
第2回	R7.6.30	客観データに基づき地域特性を分野別レーダーチャート等で可視化 県が実施する少子化アンケート結果も踏まえさらに課題分析、仮説立案
第3回	R7.7	住民インタビュー等主観調査、仮説検証手法の決定
第4回	R7.8	仮説検証、活用できる地域資源の洗い出し・事業案の検討
第5回	R7.9	新規事業素案の策定
第6回	R7.10	事業案のブラッシュアップ・計画書作成、予算編成作業に反映

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について

令和7年5月21日
家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第11回、第12回の二次検証委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 第11回二次検証委員会

(1) 日時

令和7年4月25日（金）午後2時から午後5時30分まで

(2) 場所

ヒアリング対象者が勤務する病院

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、長石純一委員

イ 事務局

家庭支援課児童養護・DV室長 西村耕一

(4) 議事概要

当該児童が通院した病院職員へのヒアリング

当該児童の診察をした医師及び心理士に、受診時の児童の様子や心理検査結果について聞き取り、医療、児童福祉施設及び児童相談所等の情報共有及び連携の在り方等について議論した。

2 第12回二次検証委員会

(1) 日時

令和7年5月14日（水）午前11時から午後7時まで

(2) 場所

児童が在籍していた学校等

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、藤原正範委員

イ 事務局

家庭支援課児童養護・DV室長 西村耕一

(4) 議事概要

当該児童が在籍した学校職員へのヒアリング

当該児童が在籍していた学校の担任教諭等に、学校での児童の様子や児童が話していた施設生活に関すること等を聞き取り、学校、児童福祉施設及び児童相談所等の情報共有及び連携の在り方等について議論した。

3 今後の開催予定

第13回二次検証委員会を令和7年5月29日（木）に開催予定

県立児童入所・通所施設における安全・安心な環境整備推進会議の開催結果について

令和7年5月21日
子ども発達支援課

令和7年3月に発生した総合療育センターの死亡事案を踏まえ「県立児童入所・通所施設における安全・安心な環境整備推進会議」を開催し、県立施設において「緊急安全総点検」を実施することを決定するとともに、本会議において、重大事案発生時における各施設の対応方針を定めるマニュアル案について検討しましたので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和7年4月24日（木） 午後2時から午後3時まで
- (2) 場 所 県庁 第4応接室
- (3) 出席者 副知事、子ども家庭部長、各県立施設長（障がい児施設、児童相談所、児童自立支援施設）
各総合事務所県民福祉局長（計12名）

2 県立児童入所・通所施設における「緊急安全総点検」の実施結果

各施設で実施した「緊急安全総点検」結果（主なもの）は、次のとおり。

(1) マニュアルの総点検

各施設における医療安全対策マニュアルや看護技術マニュアル等を点検し、所要の改正を行った。

<主な内容>

- 総合療育センター
 - ・二度と転落事故を繰り返さないため、入浴介助マニュアルには、写真やイラストを新たに盛り込み、分かりやすく表示した。また、利用者個人のリスクを踏まえた入浴介助者の人数を医療安全管理委員会で決定する取扱いに変更した。
- 各児童相談所
 - ・入所前に児童に対して、災害種別による避難経路の説明を行うこととし、加えて、入所のしおりに、災害時の対応を追記した。

(2) 施設整備の総点検

各施設における設備等の安全性に関する点検を行った。（対応が必要な案件については、6月補正予算での対応も検討。）

<主な点検内容と対応方針>

- 総合療育センター
 - ・現在使用しているスケール付きストレッチャーについて、より安全性の高いものに更新する。
 - ・救命救急措置（挿管）をより確実に実施できるようにするため、ビデオ喉頭鏡を導入する。
- 中部療育園
 - ・建物の出入口の自動ドアの開閉ボタンについて、児童の手が届かない位置に移設する。
- 皆成学園
 - ・自傷行為がみられる児童の安全性を確保するため、居室の壁をやわらかい素材のものに変更する。

(3) 重大事案等発生時の体制の総点検

重大事案発生時における初動体制確保のため、人員体制等について点検を実施し、必要な見直しを行った。

<主な内容>

- 総合療育センター
 - ・重大事案発生時の初期対応として、客観的な記録保全の観点から診療記録やバイタルデータ等を確実に保管することが必要であることをマニュアルに明記した。
- 鳥取療育園
 - ・対応フロー図に「県庁への連絡経路」を追加するなど、県庁との連携強化に向けた見直しを行った。

(4) 職員の危機管理意識の総点検

職員の危機管理意識の醸成に向けて、研修会の開催等、職員の意識改革に向けた取組に着手した。

<主な内容>

- 総合療育センター
 - ・ほとんどの職員が被介助の経験がなかったことから、職員自身が被介助の体験を行い、利用者の不

安や苦痛を感じるポイントを体感した。

○皆成学園

- ・各棟の職員間でマニュアルの読み合わせを行い、自発的な意見交換や点検を促し、危機管理意識の醸成を図っている。(浴室などには、マニュアルを設置して、随時確認できる環境を整備済。)

○喜多原学園

- ・研修会を開催して、入所児童の安全安心に関する危機管理意識の共有の重要性について全職員に周知した。

3 県立障がい児施設における重大事故発生時における対応マニュアルの整備

平成 30 年に県立皆成学園で発生した入所児童の死亡事案を踏まえた再発防止の取組として、検討中のマニュアル案(重大事案発生時に各施設における基本的な対応事項のほか、主管課と各施設との役割分担等を定めたもの)を提示して検討を行った。今後、各県立施設からの意見等を集約して、速やかにマニュアルを制定する予定。

<マニュアル案の主な内容>

○事故発生直後の対応

- ・重大事故発生時には、該当児童の救急救命措置を直ちに開始するとともに、施設長は、あらかじめ整備している緊急対処マニュアルを発動し、重大事故に対処する体制を整える。
- ・事故現場については、児童の救命や他の児童の安全に支障がない限りにおいて、現状のまま保全する。
- ・主管課は、施設に対する人的支援体制の構築や業務の代行など、施設が行う事故対応業務を最大限支援する。

○保護者への対応

- ・保護者対応は、施設長に一元化し、責任ある対応ができる体制を整える。
- ・事故があったことの公表は保護者の同意を得ることを原則とするが、保護者同意がない場合にあっては、社会的影響の度合い等に応じて、個人情報等を伏せるなど必要な措置を講じた上で事故の概要を公表することを検討する。
- ・保護者が施設と連絡をとることを拒否する等、関係性の継続が困難となった場合には、主管課等による介入を検討する。

○施設職員への対応

- ・児童の救命措置など、心理的負担の大きい業務を担当した職員については、職員の健康管理を所管する課などと連携しながら、その後の健康観察など、丁寧なフォローを行う。

○報道機関への対応

- ・報道機関への対応については、情報が混乱しないように、主管課及び施設のそれぞれに一元的に報道対応を担当する職員を配置し、一貫した報道対応がとれるよう、それぞれの機関の担当者は相互に緊密に連携を図る。

○事故後の検証

- ・重大事故が発生した施設においては、事故の検証とともに、その結果を踏まえた再発防止策の検討に速やかに着手する。
- ・医療機関である県立施設については、医療法に基づく「医療事故調査制度」に則った対応が必要であることについても留意する。
- ・主管課は、児童福祉審議会支援検証部会等による検証作業の事務局を担う。